

北小学校区・日進中学校区から竹の山小学校区・日進北中学校区への見直しに寄せられたご意見 及びご質問に対する教育委員会の見解

7月20日及び24日に開催した北小学校区・日進中学校区学区見直し説明・意見交換会を行い、関係者の皆さまから以下のとおりご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見を受けて、見直し案について再度検討させていただきましたが、その基本的な考え方は以下のとおりです。

- 学区見直しの変更対象地区、変更時期、経過措置についての変更はありません。
- 令和4年新1年生の変更時期の前倒し（入学時点から竹の山小学校に変更）は実施しません。
学用品については、令和4年度入学の時点から竹の山小学校の用品を購入できるよう学校及び業者と調整します。
- 環境適応が困難など特別な配慮が必要な児童については、個別に相談に応じます。

個々のご意見・ご質問に対する回答については、下記の各項目をご覧ください。

1 学区見直しの決定過程や周知について

	質 問	回 答
①	学区の変更は確定なのか。 学区検討部会はどのようなメンバー構成で話し合いをされ、どのように関係者の意見を聴いているのか。 学区見直し地域の保護者に対して、アンケートや、意見の聞き取りが行われておらず、今回のお知らせで知った保護者が多いと思う。	今回の案を作成するにあたっては、日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「適正規模等検討委員会」という。）から依頼を受けて、令和2年度に日進市学区検討部会（以下「学区検討部会」という。）を設置し、学校、地域、保護者の関係者を代表する方としてご参加いただき、そのご意見により、学区見直しの具体的な内容（対象地区、変更時期、経過措置等）の検討を進めてまいりました。 こうした学区検討部会での検討結果を受け、適正規模等検討委員会から学区見直しに関する提言がなされたことにより、教育委員会としての方針を立てたところであります。これまでに、関係者の皆様に学区見直しの内容についてお知らせをし、7月に説明・意見交換会を開催して、見直し案に対するご意見を伺ってきました。今後、皆さまの意見を踏まえて最終的な学区見直し案を決定してまいります。
②	学区変更対象者以外の方や、地域への周知はどのようにしていくつもりなのか。	北小学校区の変更対象者以外の方への周知に関しましては、現在行っております意見交換会等により対象地域の方からご意見を伺った後、北小学校を通じて、児童及び保護者全体にお知らせする予定です。また、北小学校区内の岩崎区、本郷区、岩藤区に対して同様にお知らせをさせていただきます。
③	学区見直しはいつどのように決まるのか。	現在行っております意見交換会等により当事者の方からご意見を伺い、引き続き北小学校全体へのお知らせを経て、教育委員会としての学区見直しの最終案を12月までに決定し、その後、令和4年4月からの意向調査に向けた準備に着手してまいります。

2 学区見直し対象地区について

	質 問	回 答
①	今回の学区見直しにより、何人が異動になり、本当に教室不足が解消されるのか、資料の提示をお願いしたい。 学区見直し対象地区になっている令和5年度時点で想定される児童生徒（小学1年から中学1年）の対象人数を各学校（北中、西中、竹の山小、香久山小）で各学年ごとに教えてください。	今回の学区見直しにおいては、学区検討部会において推計を基に、学区見直し対象となる範囲を特定し、教室数不足への懸念は解消されると判断しました。最新の推計からも学区見直しによる効果は期待できると考えています。 なお、北小学校、香久山小学校、竹の山小学校、日進中学校、日進西中学校、日進北中学校の児童生徒数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）北小学校、日進中学校」を参照してください。
②	中学校の35人学級やGIGAスクール構想に伴いタブレットの導入が進み、教室が手狭になることから、教室を広くするといったようなことを新聞で見た。日進北中学校は学区の見直しにより教室数がぎりぎりの状態になるようだが、さらに学区の見直しが必要になることはないか。中学校の35人学級、教室拡大の辺りはどのように考えているか。	中学校の35人学級については、実施についての具体的な情報がなく、タブレットの導入に伴う教室の拡大も含め、実施内容が決まった時点で検討するものと考えております。今回の見直し案については、現在決まっている事項に基づいて検討をしておりますが、将来、学区の見直しをする必要がないかどうか、はっきりとしたことは現時点では言えません。
③	市町村によっては学校選択制を取っている地域があり、今回のような学区の見直しに当たり、学校選択制を導入すれば、親子の負担が少なくなるのではないか。	日進市では、全学校の教室数の状況に比較的余裕がない学校が多いため、学校選択制を取ることで学校規模を圧迫する可能性があるため、実施はそぐわないと考えています。また、学校選択制を導入すると、通学分団や地域コミュニティのまとまりが損なわれるという側面もあり、現状として採用する考えはありません。

	質 問	回 答
④	北高上など他の地区が学区変更対象とならないのはなぜか。	<p>北小学校・日進中学校の学区見直しに際しましては、次のような検討を行いました。</p> <p>将来の児童生徒数・学級数の推計から北小学校・日進中学校の教室数が将来的に不足する見込みであることから、教室数に余裕のある竹の山小学校（日進北中学校）及び香久山小学校（日進西中学校・日進北中学校）に隣接する地域で学区見直しを検討することとしました。ただし、受け入れ校である日進北中学校及び日進西中学校の教室数の余裕に限りがあること、また、日進西中学校が現在においても大規模校であり将来的に生徒数が増加する見込みであることから、学区見直しの範囲は必要最小限となるようにし、道路を学区境界とすることが難しい地理的状况であることから、主に字境界や自治会の境界により学区境界を定めることとしました。</p> <p>竹の山小学校及び香久山小学校区への変更を、今以上に広い範囲で行おうとした場合、隣接地のうち、既存の自治会の単位で学区見直しを行おうとすると、変更する児童数が過剰に増え、受け入れ校を圧迫する可能性があることから、今回は対象に含めることはできませんでした。</p>
⑤	日進中学校は南小学校の生徒も入学されると思いますが、その地区での見直し検討は出来なかった、あるいはなかったのでしょうか。	<p>学区の見直しは、おおむね3年ごとに市で作成した人口推計に基づき、適正規模等検討委員会において、各校の児童生徒数や学級数、施設の状況を踏まえ、適正化の必要があると判断された場合に検討することとなっております。</p> <p>今回の学区見直しについては、令和2年度に、人口推計を基に、北小学校及び日進中学校の将来の児童数・教室数を推計した結果に基づくものです。南小学校については、その時点では適正化の必要はないと判断されたため対象とならなかったものです。</p>

3 経過措置について

	質 問	回 答
①	竹の山小学校・日進北中学校への見直しについて、令和5年度に日進北中学校1年生になる生徒についても、そのまま日進中学校に通えないか。	日進北中学校への経過措置として、新1年生まで経過措置の対象に含めると、日進中学校の教室数が不足し、学区見直しの趣旨が損なわれることから、日進北中学校の経過措置を設けることはできないものと考えております。
②	経過措置の選択は各家庭に任せるとしていますが、少数になった場合の通学に関することは保護者の責任となるのでしょうか。	小学校の通学分団につきましては、学区見直しに伴い新たに分団編成を検討していくこととなりますが、人数が少なく、自宅から集合場所まで距離がある場合、最寄りの分団集合場所まで送迎いただくなど、保護者のご協力をいただきたいと思いますと考えております。
③	令和5年度に北小学校から竹の山小学校に学区変更となる予定の区画に居住する、令和4年度小学校新1年生の児童は現時点の見込で何名程度いるのでしょうか。令和4年度に小学校1年生になる児童が令和4年度から変更後の学校に通学することについて、説明会では対応が難しいとの説明だったが、登校については保護者の協力を得るなど、柔軟な対応が可能ではないか。	<p>学区変更対象地区に居住する令和4年度小学校1年生の児童の人数は、竹の山小学校に変わる児童が30名程度、香久山小学校に変わる児童が10名程度と現時点で想定しております。</p> <p>令和4年度に小学校1年生になる児童が令和4年度から変更後の学校に通学する場合、令和4年度1年間は、1年生だけの分団登校となります。1年生だけの分団登校を前提とした対応は適切ではないと考えているため、令和4年度に小学校に入学する児童を前倒して学区変更することはできないと考えております。</p> <p>環境適応が困難など、特別な配慮が必要な児童については、それぞれ個別の事情を伺ったうえで対応する必要がありますので、入学前の就学相談等を通じて教育委員会にご相談いただき、通学先となる学校も含めて対応を検討させていただきます。</p>
④	兄弟で中学校が違ってくるケースも考えられるがその場合はどうするのか。	経過措置の選択は、各家庭の判断によりますので、お子様やご家庭の状況に応じて選択をしてください。

4 児童生徒への影響について

	質 問	回 答
①	今回の学区見直しにより、児童にとってどのようなメリットがあるのか。	<p>今回の学区見直しにより、現在の学校規模よりも、児童数や学級数が適正な規模になることで、児童の学習環境や学校行事の運営、学校施設や教材・備品の整備状況が改善されます。また、教職員が児童の状況を把握しやすくなり、今よりも細やかな指導ができるようになります。</p> <p>今回の学区の見直しは、学校が変わる児童にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせていると考えております。</p> <p>また、小学校への通学の負担が軽減されます。なお、石兼・新ラ田地区からは、過去に香久山小学校や竹の山小学校に学区を変更してほしいという要望が出ていることから、潜在的に香久山小学校や竹の山小学校への通学を期待される地域と認識しており、将来の児童にとってもメリットになると考えております。</p>

	質 問	回 答
②	4年生以下の子どもは、学校も放課後も強制的に変わらなければならない。 学区変更対象の児童生徒が新しい学区に早くなじめるように、春休み等にオリエンテーションを開催して欲しい。	今回の学区検討部会における検討で、経過措置の対象とならない4年生以下の児童については、最低でも3年間は変更後の小学校で過ごすことができ、新しい学校になじむための時間を確保できると考え、同じ学校で3年間は過ごせることを担保する案としました。 今回の学区見直しの結果、学校が変わることになってしまう児童の皆様には、変更後の小学校とも相談して新しい学校になじむことができるよう配慮していきたいと考えております。学区変更後にクラスで少数にならないようにしたり、学区変更前に変更先の学校の見学会、交流会を設けるなど、ご提案を含む対応について、実施できるよう検討してまいります。
③	特別な配慮が必要な児童は、環境の変化に容易に対応できないが、どのような対応を考えているのか。	学区の見直しの有無にかかわらず、環境適応が困難など、特別な配慮が必要な児童については、それぞれ個別の事情を伺ったうえで対応しておりますので、就学相談等を通じて教育委員会にご相談いただき、通学先となる学校も含めて対応を検討させていただきます。
④	転校に当たり、指定用品の購入はどうすればよいのか。 中学校が変わると、制服、ジャージ、ウインドブレーカー、体操服などを兄弟姉妹で使いまわしができない。	お持ちの用品をそのまま変更後の学校でも使用できるように配慮します。 学区変更に当たり、新しい学校の用品を改めて購入するという点については、恐縮ですが、保護者のご負担をお願いします。
⑤	2年生で香久山小学校または竹の山小学校へ変更となる場合は、入学時に変更後の学校の用品を購入し、北小学校で使用できるようにしてほしい。	令和4年度新入学のお子さんについては、1年生時点から香久山小学校または竹の山小学校の用品を購入できるよう学校及び業者と調整してまいります。

5 地域コミュニティへの影響について

	質 問	回 答
①	今回の学区見直しにより、神明北子ども会（新ラ田北、新ラ田南、神明）の学区が分かれてしまう。 学区変更地域は、岩崎町だけれども、香久山小学校の子ども会になるのか、学区のみ変更して、子ども会はそのままするかになるかと思う。 子ども会で学区が分かれられないような対応はできないのか。	今回の案を作成するにあたっては、適正規模等検討委員会から依頼を受けて、学区検討部会を設置し、学校、地域、保護者の関係者を代表する方としてご参加いただき、そのご意見により、学区見直しの具体的な内容（対象地区、変更時期、経過措置等）の検討を進めてまいりました。日進北中学校の利用可能教室数（キャパシティ）や新ラ田北側の道路を学区境界とすることが難しい地理的状况を考えると、学区境界は主に字境界や自治会境界を基準にと考えています。また、通学の安全性を考慮して、市道岩崎香久山線の南北で学区変更先を分けています。 地域コミュニティについては、行政区、自治会、町内会、子ども会などさまざまなまとまりがあり、それらが共通していないため、すべての地域コミュニティのまとまりを考慮した学区境界を定めることはできません。 子ども会は、自治会単位や小学校の通学分団に合わせて自主的に組織されていることが多いと思います。学区の変更が行われたとしても、子ども会を変更しなければならないものではないと考えており、それぞれの地域の状況に合わせて対応していただければと思います。 なお、学区の変更に伴い、既存の子ども会の組織運営に生じる影響に対して、市として対応してほしい事柄があれば、ご相談いただきたいと思います。
②	現在、岩崎区のコミュニティの中で地域の行事に参加しているが、学区が変更されたらどうなるのか？	学区の変更が行われたとしても、行政区自体が変更されるものではありません。地域住民の行事への参加については、それぞれの地域の状況に合わせて対応していただければと思います。

6 その他

	質 問	回 答
①	今回の学区変更に伴って、住所名の変更はありますか？	学区の変更は、町名地番の変更ではありませんので、学区の変更により、住所名の変更を行うことはいたしません。
②	学区が変わると学童も変わらなければならないのか。また、北小学校で学童を利用していた場合、変更後の学区でも入所できるのか。	<p>担当の子育て支援課に確認したところによると、公設の放課後児童クラブや放課後子ども教室については、学区が変わる場合、児童の下校や送迎の都合もありますので、学区に合わせて変更することが原則となっています。</p> <p>公設の児童クラブへの受け入れについては、保護者の方の就労状況や子どもの学年等により優先順位が決められていますので、優先順位の高いご家庭の児童から受け入れされます。優先順位は、学区の変更とは関係ありませんので、学区が変わった児童が入りにくいということはありません。ただし、学区ごと・年度ごとに状況が変わりますので、現時点でははっきりしたことはわかりません。</p> <p>公設の子ども教室については、現在のところ受け入れ人数の制限はありません。</p> <p>民間の学童保育所につきましては受け入れ学区は各々で定められていると聞いていますので、教育委員会としましては、できる限り受け入れをしていただけるよう、学区の見直し状況の進展に合わせて、早めに各学童保育所に対して周知を行っていきます。</p>
③	学区見直し案のとおり変更が行われた場合、子ども会が半分に分断されるため、同じ人が役員をやらないといけない可能性が高まるのではないのか。	<p>P T A や子ども会の役員を引き受けられる際に、一度引き受けた方は何度も引き受けることはない等のルールを決めていることが多いと思います。団体ごとに運用されておりますので、一概には言えませんが、学区の変更にあたり、前の学校での実績を考慮することにご配慮いただけるのではないかと思います。</p> <p>P T A については、学区変更に当たり、前学校での実績に配慮していただくよう、学校に働きかけをしていきます。</p>
④	学区見直しにより日進北中学校の生徒数が増えますが、部活数を増やす計画などはあるのか。このままの部活数だと、人数だけがが増えて大会に出れる機会も少なくなると思うと、子どもたちのやる気、モチベーションが下がってしまうのではないのか。	学区見直しに関わらず、部活動については、各学校で判断して実施しております。現在、部活動は教員多忙化の問題も踏まえ、活動内容を見直ししているところです。部活動を増やすということについては、その流れの中で各学校が判断することとなります。